

# 川棚町人口ビジョン及び地方創生総合戦略策定支援業務仕様書

## 1 業務名

川棚町人口ビジョン及び地方創生総合戦略策定支援業務

## 2 業務目的

「まち・ひと・しごと創生法」により、地方自治体においても、地方版総合戦略の策定の努力義務が課され、平成26年12月27日には、国の「長期ビジョン」及び「総合戦略」が閣議決定されたところである。

本業務においては、平成27年度中の川棚町人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）及び川棚町地方創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）の策定に向け、本町が各施策を検討するために必要となるデータ及び資料の収集と、それに基づく調査・分析を行うとともに、本町の地域特性をふまえた少子化の進展及び中長期的な人口減少への的確な対応の検討を行い、本町の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定を支援することを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から平成27年12月18日（金）まで

## 4 業務内容

(1) 「人口ビジョン」に関すること

### ①人口の現状分析

#### ア) 人口動向分析

本町の人口構造・人口動向等の特性及びその要因を分析する。

- ・ 総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況
- ・ 性別・年齢階級別の地域間の人口移動の状況
- ・ 総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響
- ・ 産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項 など

#### イ) 将来人口の推計と分析

- ・ 出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計、性別・年齢階級別人口推計、地区別人口推計の比較
- ・ 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度 など

#### ウ) 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

現状の傾向のままで人口が推移した場合の、将来の町民生活や地域経済、行

政に与える影響について分析する。

- ・ 公共施設の維持管理等への影響
- ・ 生産年齢人口の減少による町の財政への影響 など

## ②人口の将来展望

### ア) 将来展望に必要な調査分析

町民に対して下記アンケート調査を実施し、人口構造・人口動向の特性を踏まえ、複数パターンのシミュレーションを行い、出生や移動の変動による将来人口への影響度を分析する。

(a) 結婚・出産・子育てに関する意識・希望調査 (2,000人程度)

(b) その他、将来展望に必要な調査

※上記の調査については、調査票の作成、印刷、発送、集計及び分析を行うこと。  
※調査内容(調査対象、調査項目等)や分析手法等について具体的に提案すること。

※調査対象者へ郵送する際の宛名シールは町が支給する。封筒、郵送料金等は見積書に計上すること。

### イ) 目指すべき将来の方向及び人口の将来展望

人口の現状分析及び将来展望に必要な調査分析の結果を踏まえ、人口に関して目指すべき将来の方向及び総人口や年齢3区分別人口等の将来展望を整理する。

- ・ 将来展望の期間は、国の「長期ビジョン」の期間(2060年まで)を基本とし、2020年及び2060年を含む途中年次の結果を記載する。

## (2) 「総合戦略」に関すること

### ①データに基づく本町の特性と課題の抽出

産業や人口、インフラ等の現状や将来の動向に関し必要なデータ分析等を行い、本町の課題や資源等を整理する。

### ②数値目標・重要業績評価指数(KPI)の設定支援

基本目標における数値目標や各施策におけるKPIの候補の洗い出しや、目標数値の設定支援を行う。

## (3) 検討組織の運営支援

川棚町まち・ひと・しごと総合戦略審議会(3回程度)、創生本部(3回程度)及び専門部会(3部会各5回程度)の会議資料の作成等を行う。

※審議会委員で報酬を支払う委員(10名)の報酬は、見積書に計上すること。

委員の人選は町で行い、名簿を提供する。

## (4) 「人口ビジョン」及び「総合戦略」のデータ原稿作成

調査分析結果をもとに上記検討組織が策定した「人口ビジョン」及び「総合戦略」のデータ原稿作成及び製本を行う。

## 5 成果品及び納入期限

- (1) 調査分析結果報告書：平成27年7月31日（金）
  - ・冊子（A4判 カラー印刷）100部
  - ・電子データ（CD-ROM）1枚
- (2) 「人口ビジョン」・「総合戦略」：平成27年12月18日（金）
  - ・冊子（A4判 カラー印刷）各200部
  - ・電子データ（CD-ROM）1枚

## 6 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に本調査にかかる作業方針を提示し、本町の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合にはその出典を報告書に明記すること。
- (4) 受託者は、本業務で調査収集した文献等資料を本町に提出すること。
- (5) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (6) 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (7) 本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (8) 本業務で得られた成果物の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め本町に帰属する。
- (9) 本仕様書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本町担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。